

## 神奈川県観光客受入環境整備協議会設置要綱

(目的)

第1条 国内外からの観光客の持続的な増加を図る受入環境の整備を推進することを目的として、神奈川県観光客受入環境整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 観光客の受入環境を整備するための具体的な事業(以下「受入環境整備事業」という。)の内容と経費の総額に関する事
- (2) 受入環境整備事業を実施する上での行政(県・市町村)と民間事業者の役割分担及び連携方策に関する事
- (3) 前号の役割分担に基づき、行政(県・市町村)が行う受入環境整備事業の財源を確保するための方策に関する事

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、平成29年1月26日から平成29年8月31日までとする。

(構成員)

第4条 協議会は、行政、学識経験者、経済団体、観光協会、旅行業者団体、宿泊施設団体等から選定した20名程度をもって構成する。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、部会における協議内容を協議会に報告する。

(構成員でない者の出席)

第8条 協議会及び部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業労働局観光部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。